

令和6年度

安城市補正予算書

第29号議案

令和6年度安城市一般会計補正予算（第7号）について

令和6年度安城市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,735,934千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,490,975千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		39,548,401	1,500,000	41,048,401
	5 市民税	15,560,400	1,500,000	17,060,400
20 配当割交付金		280,000	140,000	420,000
	5 配当割交付金	280,000	140,000	420,000
25 株式等譲渡所得割交付金		170,000	350,000	520,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	170,000	350,000	520,000
26 法人事業税交付金		790,000	290,000	1,080,000
	5 法人事業税交付金	790,000	290,000	1,080,000
30 地方消費税交付金		4,850,000	250,000	5,100,000
	5 地方消費税交付金	4,850,000	250,000	5,100,000
40 地方特例交付金		1,177,000	25,822	1,202,822
	5 地方特例交付金	1,145,000	25,822	1,170,822
55 分担金及び負担金		235,640	△23,000	212,640
	5 負担金	235,640	△23,000	212,640
60 使用料及び手数料		956,411	29,291	985,702
	5 使用料	596,033	△109	595,924
	10 手数料	360,378	29,400	389,778
65 国庫支出金		12,191,907	△326,312	11,865,595
	5 国庫負担金	7,916,409	472,207	8,388,616
	10 国庫補助金	4,239,330	△799,652	3,439,678
	15 委託金	36,168	1,133	37,301
70 県支出金		5,273,193	△25,906	5,247,287
	5 県負担金	3,149,091	20,633	3,169,724
	10 県補助金	1,620,583	△21,268	1,599,315
	15 委託金	496,619	△25,271	471,348

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
75 財産収入		800,597	221,753	1,022,350
	5 財産運用収入	72,391	197,553	269,944
	10 財産売払収入	728,206	24,200	752,406
80 寄附金		190,837	2,531	193,368
	5 寄附金	190,837	2,531	193,368
85 繰入金		3,658,368	△1,802,838	1,855,530
	10 基金繰入金	3,658,368	△1,802,838	1,855,530
90 繰越金		3,902,260	370,722	4,272,982
	5 繰越金	3,902,260	370,722	4,272,982
95 諸収入		2,820,427	3,386,871	6,207,298
	10 市預金利子	6,000	6,587	12,587
	15 貸付金元利収入	203,610	△600	203,010
	25 雑入	2,595,817	3,380,884	5,976,701
99 市債		2,095,000	△653,000	1,442,000
	5 市債	2,095,000	△653,000	1,442,000
歳 入 合 計		79,755,041	3,735,934	83,490,975

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		479,917	△3,500	476,417
	5 議会費	479,917	△3,500	476,417
10 総務費		7,745,052	3,114,538	10,859,590
	5 総務管理費	6,374,650	3,189,100	9,563,750
	10 徴税費	662,481	△29,650	632,831
	15 戸籍住民基本台帳費	483,836	△12,731	471,105
	20 選挙費	149,970	△29,208	120,762
	25 統計調査費	23,598	△2,973	20,625
15 民生費		33,567,314	△359,503	33,207,811
	5 社会福祉費	16,419,207	△635,645	15,783,562
	10 児童福祉費	15,502,263	276,142	15,778,405
20 衛生費		8,079,158	△500,241	7,578,917
	5 保健衛生費	3,654,203	△196,831	3,457,372
	10 環境費	4,395,849	△299,050	4,096,799
	15 水道事業費	29,106	△4,360	24,746
25 労働費		98,318	△3,000	95,318
	5 労働諸費	98,318	△3,000	95,318
30 農林水産業費		1,637,874	△89,679	1,548,195
	5 農業費	1,637,874	△89,679	1,548,195
35 商工費		1,025,504	△56,400	969,104
	5 商工費	1,025,504	△56,400	969,104
40 土木費		10,315,422	2,309,192	12,624,614
	5 土木管理費	410,088	△2,600	407,488
	10 道路橋りょう費	3,583,303	△211,372	3,371,931
	15 河川費	555,625	△61,938	493,687
	20 都市計画費	3,627,559	2,748,330	6,375,889
	25 下水道事業費	1,482,362	△128,078	1,354,284

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	30 住宅費	656,485	△35,150	621,335
45 消防費		2,325,824	△58,084	2,267,740
	5 消防費	2,325,824	△58,084	2,267,740
50 教育費		11,462,486	△648,992	10,813,494
	5 教育総務費	1,498,762	△60,584	1,438,178
	10 小学校費	1,832,809	△84,646	1,748,163
	15 中学校費	1,279,687	△132,000	1,147,687
	20 幼稚園費	357,500	△56,000	301,500
	25 社会教育費	2,598,776	△182,612	2,416,164
	30 保健体育費	3,894,952	△133,150	3,761,802
60 公債費		2,918,171	△7,688	2,910,483
	5 公債費	2,918,171	△7,688	2,910,483
65 諸支出金		1	39,291	39,292
	5 普通財産取得費	1	39,291	39,292
歳 出 合 計		79,755,041	3,735,934	83,490,975

第2表 継続費補正

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
50 教育費	30 保健体育費	南部調理場空調設備改修事業	千円		千円	千円		千円
			150,000	令和5年度	60,000	149,928	令和5年度	60,000
		令和6年度		90,000	令和6年度		89,928	
		南部調理場照明設備更新事業	49,000	令和5年度	19,600	46,420	令和5年度	19,600
			令和6年度	29,400	令和6年度		26,820	
		北部調理場給水設備改修事業	53,000	令和5年度	21,200	52,871	令和5年度	21,200
令和6年度	31,800			令和6年度	31,671			

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	5 総務管理費	住基ネットシステム機器更新事業	28,000
		交通安全教育推進事業	550
20 衛生費	5 保健衛生費	予防接種事業	3,200
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路施設管理事業	8,200
		道路新設改良事業	464,000
		交差点改良事業	105,531
		橋りょう新設改良事業	61,286
	15 河川費	河川維持管理事業	31,300
		河川新設改良事業	64,000
	20 都市計画費	社会資本整備促進事業	86,000
		まちづくり推進事業	59,000
		堀内公園管理事業	51,000
		南明治第一土地区画整理事業	163,000
50 教育費	25 社会教育費	史跡整備事業	48,000

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%		千円		%	
幹線道路長寿命化推進事業	36,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	35,000	左に同じ	左に同じ	左に同じ
新明東栄線他道路整備事業	96,000				0			
姫小川藤井線・居林橋道路整備事業	142,000				79,000			
南安城横山線道路整備事業	36,000				12,000			
北大坪天白線道路整備事業	22,000				0			
雨水マスタープラン推進事業	28,000				0			
追田川流域内水対策事業	19,000				0			
安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業	70,000				59,000			
南明治第一土地区画整理事業	186,000				121,000			
市営住宅改修事業	203,000				183,000			
小学校校舎改修事業	366,000				308,000			
中学校校舎改修事業	439,000				357,000			
公民館施設改修事業	189,000				86,000			
本證寺史跡公園整備事業	54,000				22,000			
屋外体育施設改修事業	154,000	125,000						

第30号議案

令和6年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度安城市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216,238千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,021,625千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星 元 人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国民健康保険税		3,726,591	△129,971	3,596,620
	5 国民健康保険税	3,726,591	△129,971	3,596,620
15 国庫支出金		0	7	7
	10 国庫補助金	0	7	7
25 県支出金		9,682,580	230,000	9,912,580
	5 県補助金	9,682,580	230,000	9,912,580
35 財産収入		33	1,623	1,656
	5 財産運用収入	33	1,623	1,656
40 繰入金		1,085,262	114,579	1,199,841
	5 他会計繰入金	1,085,262	114,579	1,199,841
歳 入 合 計		14,805,387	216,238	15,021,625

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		205,434	△2,700	202,734
	5 総務管理費	179,532	△2,700	176,832
10 保険給付費		9,439,530	230,000	9,669,530
	5 療養諸費	8,101,704	230,000	8,331,704
23 国民健康保険事業費納付金		4,940,516	△12,685	4,927,831
	5 医療給付費分	3,310,338	△423	3,309,915
	15 介護納付金分	421,473	△12,262	409,211
30 基金積立金		33	1,623	1,656
	5 基金積立金	33	1,623	1,656
歳 出 合 計		14,805,387	216,238	15,021,625

第31号議案

令和6年度安城市土地取得特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度安城市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,719千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星 元 人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 財産収入		500	1,919	2,419
	5 財産運用収入	500	1,919	2,419
10 繰越金		500	△200	300
	5 繰越金	500	△200	300
歳 入 合 計		1,000	1,719	2,719

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 土地開発基金費		1,000	1,719	2,719
	5 土地開発基金費	1,000	1,719	2,719
歳 出 合 計		1,000	1,719	2,719

第32号議案

令和6年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度安城市の有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,336千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 国庫支出金		0	3,250	3,250
	10 国庫補助金	0	3,250	3,250
12 財産収入		36	3,086	3,122
	5 財産運用収入	36	3,086	3,122
歳 入 合 計		294,000	6,336	300,336

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 有料駐車場費		294,000	6,336	300,336
	5 駐車場費	289,497	6,336	295,833
歳 出 合 計		294,000	6,336	300,336

第 3 3 号議案

令和 6 年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正
予算（第 2 号）について

令和 6 年度安城市の安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第
2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 7, 0 0 0 千円を減額し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 2 2, 2 2 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

安城市長 三 星 元 人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 事業収入		3,240	38,852	42,092
	5 保留地処分金	0	39,292	39,292
	10 換地清算金	3,240	△440	2,800
15 国庫支出金		78,400	△12,400	66,000
	10 国庫補助金	78,400	△12,400	66,000
30 繰入金		360,211	△144,707	215,504
	5 一般会計繰入金	360,211	△144,707	215,504
35 繰越金		147,369	49,756	197,125
	5 繰越金	147,369	49,756	197,125
40 諸収入		1	1,499	1,500
	10 雑入	1	1,499	1,500
歳 入 合 計		589,222	△67,000	522,222

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 安城桜井駅周辺特定土 地区画整理費		589,222	△67,000	522,222
	5 土地地区画整理費	589,222	△67,000	522,222
歳 出 合 計		589,222	△67,000	522,222

第34号議案

令和6年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度安城市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ530,859千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,465,972千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保険料		2,680,709	56,100	2,736,809
	5 介護保険料	2,680,709	56,100	2,736,809
15 国庫支出金		2,256,702	△162,900	2,093,802
	5 国庫負担金	1,989,660	△156,666	1,832,994
	10 国庫補助金	267,042	△6,234	260,808
20 支払基金交付金		2,994,100	△158,117	2,835,983
	5 支払基金交付金	2,994,100	△158,117	2,835,983
25 県支出金		1,617,206	△122,979	1,494,227
	5 県負担金	1,509,712	△114,354	1,395,358
	10 県補助金	107,494	△8,625	98,869
30 財産収入		109	7,803	7,912
	5 財産運用収入	109	7,803	7,912
35 繰入金		2,447,951	△490,201	1,957,750
	5 一般会計繰入金	2,106,640	△148,890	1,957,750
	10 基金繰入金	341,311	△341,311	0
40 繰越金		1	339,435	339,436
	5 繰越金	1	339,435	339,436
歳 入 合 計		11,996,831	△530,859	11,465,972

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		333,472	△11,300	322,172
	5 総務管理費	191,561	△6,100	185,461
	15 介護認定審査会費	125,371	△5,200	120,171
10 保険給付費		10,767,300	△577,000	10,190,300
	5 介護サービス等諸費	9,816,000	△458,000	9,358,000
	10 介護予防サービス等諸費	464,000	△35,000	429,000
	15 その他諸費	7,000	0	7,000
	20 高額介護サービス等費	271,800	△40,000	231,800
	23 高額医療合算介護サービス等費	39,400	0	39,400
	25 特定入所者介護サービス等費	169,100	△44,000	125,100
15 地域支援事業費		890,125	△51,437	838,688
	5 介護予防・生活支援サービス事業費	400,174	△44,000	356,174
	10 一般介護予防事業費	60,903	0	60,903
	15 包括的支援事業費・任意事業費	428,248	△7,437	420,811
	20 その他諸費	800	0	800
25 基金積立金		109	7,803	7,912
	5 基金積立金	109	7,803	7,912
35 諸支出金		5,825	101,075	106,900
	5 償還金及び還付加算金	5,825	101,075	106,900
歳 出 合 計		11,996,831	△530,859	11,465,972

第35号議案

令和6年度安城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度安城市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79,798千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,145,202千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 後期高齢者医療保険料		2,808,000	△57,573	2,750,427
	5 後期高齢者医療保険料	2,808,000	△57,573	2,750,427
10 繰入金		406,911	△36,000	370,911
	5 一般会計繰入金	406,911	△36,000	370,911
15 繰越金		5,000	13,775	18,775
	5 繰越金	5,000	13,775	18,775
歳 入 合 計		3,225,000	△79,798	3,145,202

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 後期高齢者医療広域連 合納付金		3,207,768	△79,798	3,127,970
	5 後期高齢者医療広域連 合納付金	3,207,768	△79,798	3,127,970
歳 出 合 計		3,225,000	△79,798	3,145,202

第36号議案

令和6年度安城市水道事業会計補正予算（第2号）について

（総則）

第1条 令和6年度安城市の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度安城市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	3,267,000千円	△2,100千円	3,264,900千円
第10項 営業収益	2,993,342千円	△27,100千円	2,966,242千円
第20項 営業外収益	273,656千円	25,000千円	298,656千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第2款 水道事業費用	3,182,000千円	△18,112千円	3,163,888千円
第10項 営業費用	3,113,163千円	△18,112千円	3,095,051千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,050,190千円は、減債積立金55,286千円、建設改良積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金793,880千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101,024千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第3款 資本的収入	589,000千円	△68,900千円	520,100千円
第10項 企業債	280,000千円	△45,000千円	235,000千円
第20項 一般会計出資金	24,375千円	△4,800千円	19,575千円
第30項 他会計負担金	48,000千円	△4,700千円	43,300千円
第40項 工事負担金	226,615千円	△14,400千円	212,215千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第4款 資本的支出	1,603,000千円	△32,710千円	1,570,290千円
第10項 建設改良費	1,547,714千円	△32,710千円	1,515,004千円

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
地震防災施設緊急整備事業	280,000千円	△45,000千円	235,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	288,143千円	△2,959千円	285,184千円

令和7年2月28日提出

安城市長 三星 元 人

第37号議案

令和6年度安城市下水道事業会計補正予算（第2号）について

（総則）

第1条 令和6年度安城市の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度安城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	既決予定	補正予定	計
（4）主要な建設改良事業			
管渠整備工事費	1,112,199千円	△12,600千円	1,099,599千円
流域下水道建設費負担金	109,557千円	△47,100千円	62,457千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	3,429,400千円	△164,248千円	3,265,152千円
第20項 営業外収益	1,677,132千円	△164,248千円	1,512,884千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第2款 下水道事業費用	3,325,400千円	△162,192千円	3,163,208千円
第10項 営業費用	3,113,294千円	△153,392千円	2,959,902千円
第20項 営業外費用	210,006千円	△8,800千円	201,206千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,387,879千円は、当年度分損益勘定留保資金1,280,887千円、過年度分損益勘定留保資金16,437千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,397千円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,158千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第3款 資本的収入	1,667,600千円	△170,579千円	1,497,021千円
第10項 企 業 債	838,400千円	△76,900千円	761,500千円
第20項 一般会計出資金	335,859千円	△179千円	335,680千円
第30項 工事負担金	560千円	△300千円	260千円
第40項 受益者負担金	83,781千円	1,900千円	85,681千円
第50項 国 県 支 出 金	409,000千円	△95,100千円	313,900千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第4款 資本的支出	3,006,600千円	△121,700千円	2,884,900千円
第10項 建設改良費 (企業債)	1,830,071千円	△121,700千円	1,708,371千円

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	729,000千円	△29,800千円	699,200千円
流域下水道事業 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	109,400千円	△47,100千円	62,300千円

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	198,668千円	△500千円	198,168千円

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人